

蒲郡市老人ホーム入所判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に基づく養護老人ホーム等への収容について、適正な措置を実施するため蒲郡市福祉事務所に老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、蒲郡市福祉事務所長の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、その結果を報告する。ただし、特別養護老人ホームに係る入所判定については、介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に基づく介護認定審査会における同法第27条に基づく要介護認定の結果を基本とするものとし、委員会の開催を要しないものとする。

- (1) 蒲郡市福祉事務所長が入所を適当と見なしたケースについて、その入所措置の可否を措置の基準に基づき総合的に判定すること。
- (2) 現に入所している者で、蒲郡市福祉事務所長が入所要件に適合していないと見なしたもののについて、その入所継続の可否を措置の基準に基づき総合的に判定すること。

(構成員)

第3条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 福祉部長寿課長
- (2) 社会福祉主事
- (3) 豊川保健所長
- (4) 蒲郡市医師会担当理事
- (5) 蒲郡市福祉事務所嘱託医
- (6) 蒲郡市養護老人ホーム所長
- (7) 特別養護老人ホーム蒲郡眺海園園長

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。

- 2 委員会の会長は、福祉部長寿課長とする。

(招集)

第5条 委員会は、会長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、蒲郡市福祉事務所において処理する。

(秘密の保持)

第7条 委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会に関し必要な事項は、蒲郡市福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。